



川越市 企業立地のご案内



お問い合わせ

川越市産業観光部産業振興課企業立地推進室

049-224-5934 (直通)

sangyoshinko@city.kawagoe.lg.jp

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

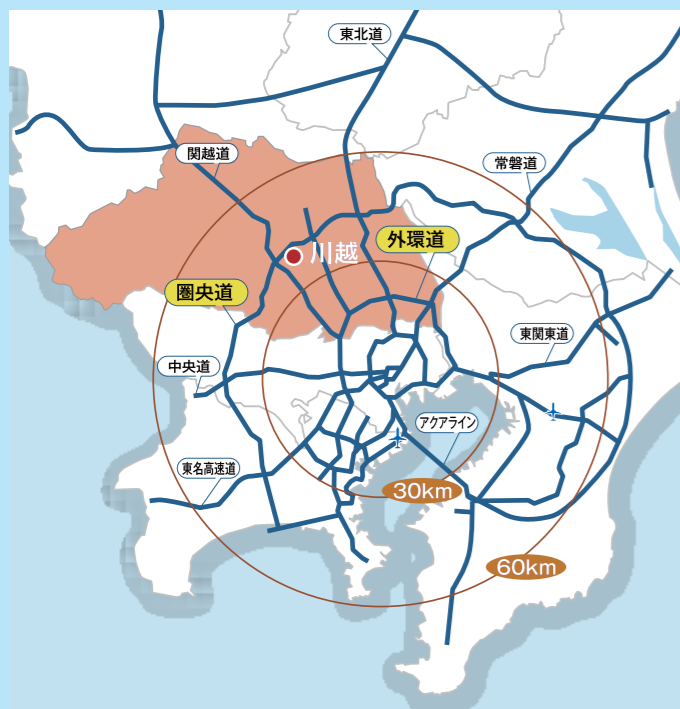
企業立地に関する情報はコチラ→



川越市の 特徴と魅力

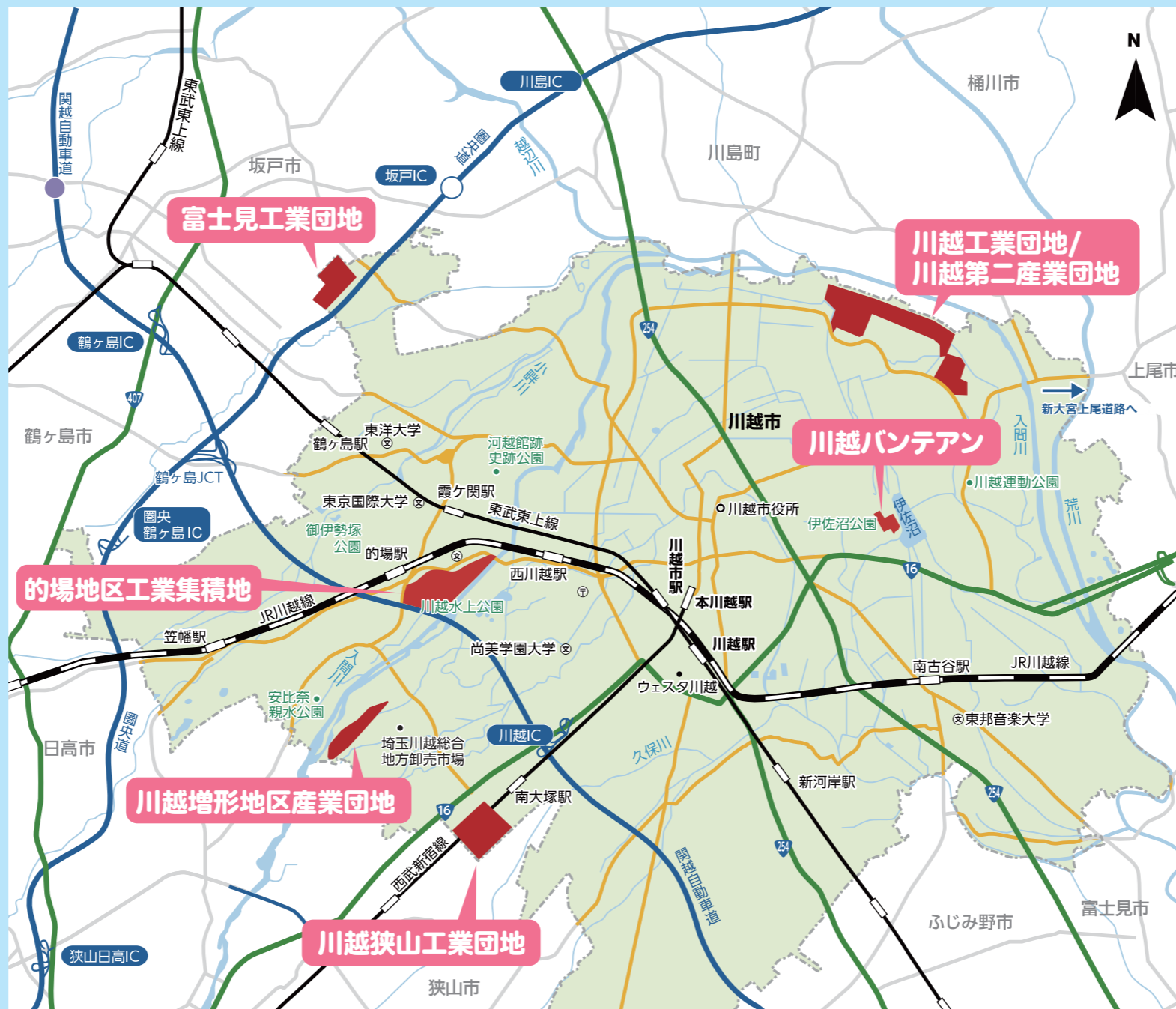
巨大マーケット首都圏の中央に位置

関東1都6県4,200万人を超える巨大なマーケットのほぼ中央に位置し、利便性の高い交通網と合わせ、ビジネスに有利な立地環境を有しています。



人材豊富な文教都市

市内には、4つの大学（尚美学園大学、東京国際大学、東邦音楽大学、東洋大学）や、16の高等学校があり、良質な人材の確保に貢献します。



ビジネス展開に便利な交通網

関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道16号、国道254号などの幹線道路が走る首都圏交通の要です。JR川越線や東武東上線、西武新宿線を始めとする鉄道網が充実しています。



- ◆川越駅⇄東京駅 約55分
- ◆川越駅⇄大宮駅 約20分
- ◆川越駅⇄羽田空港 約1時間30分
- ◆川越駅⇄成田空港 約1時間35分



- ◆関越自動車道川越IC⇄約3km
※国道16号経由で市街地まで
- ◆圏央道川島IC⇄約6km
※国道254号経由で市街地まで
- ◆圏央道圏央鶴ヶ島IC⇄約10km
- ◆新大宮上尾道路⇄約9km

人口	352,607人
世帯数	171,542世帯
面積	109.13km ²

(令和8年1月1日時点)

暮らしやすい環境

多様な店舗が集積する中心市街地、郊外には緑豊かな田園風景、充実した医療施設、仕事と育児の両立を目指した手厚い子育て支援等、暮らしやすい環境が整っています。



多様な産業技術の集積

製造品出荷額でも県内で上位に入る川越市。複数の産業団地を保有し、多業種多分野にわたって、高い技術力を持つ事業所が立地しています。



川越市は企業の立地を支援します！

川越市は、埼玉県の西部地域に位置し、江戸時代に城下町として栄え、その繁栄を礎に県内の中心都市として成長を続けてきました。また、都心から約30km圏内で、JR 川越線、東武東上線、西武新宿線等の複数路線が乗り入れているだけでなく、関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道16号、254号などの主要道路が交差する交通の要衝でもあります。産業におきましては、商品作物などを生産する近郊農業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光がそれぞれに発展しています。

さらに、首都圏のベッドタウンとしての性格を併せ持ち、35万人を超える人口を擁するとともに、複数の大学が立地していることから、企業の人材確保にも貢献できる環境が整っていると云えます。

本市では、このような特性を活かしながら、川越がより魅力あふれるまちとなるよう、市内産業の振興や地域経済の発展に向けて全力で取り組んでおります。各種施策の中でも特に注力している施策の一つがまさに企業の誘致であります。令和6年4月には「企業立地推進室」を設置し、立地相談に対応するワンストップ窓口では、企業に寄り添った支援ができるよう体制を整えております。さらに、「企業立地奨励金制度」や、「川越市事業用地等マッチング推進事業」などの支援事業を通して、本市への立地を積極的にサポートいたします。

皆様の新たな拠点として是非とも川越市をご検討ください。

川越市長 森田初恵



市長メッセージはこちら



企業立地支援制度のご紹介

ワンストップ窓口

川越市に新たに工場などを建設する際に、建築関係、上下水道関係や各種支援制度など様々な行政手続きが必要となる場合があります。川越市では、関係課が一体となり、ワンストップで企業の皆様の相談や進出をサポートする「企業立地相談窓口」を設けております。産業振興課企業立地推進室が窓口となり、ご相談・お問い合わせ、各種手続きの方法等について、担当所管課へのつなぎ役として、迅速に対応いたします。

企業立地相談者

産業振興課
企業立地推進室

関係各課

関係各課との調整内容

(例)

- ・ 新たに工場を建設したい
- ・ 敷地内に研究所を増築したい
- ・ 事業所の建設予定地の排水状況を知りたい
- ・ 工場の新設に関する補助金制度を知りたい

関係各課との調整内容

(例)

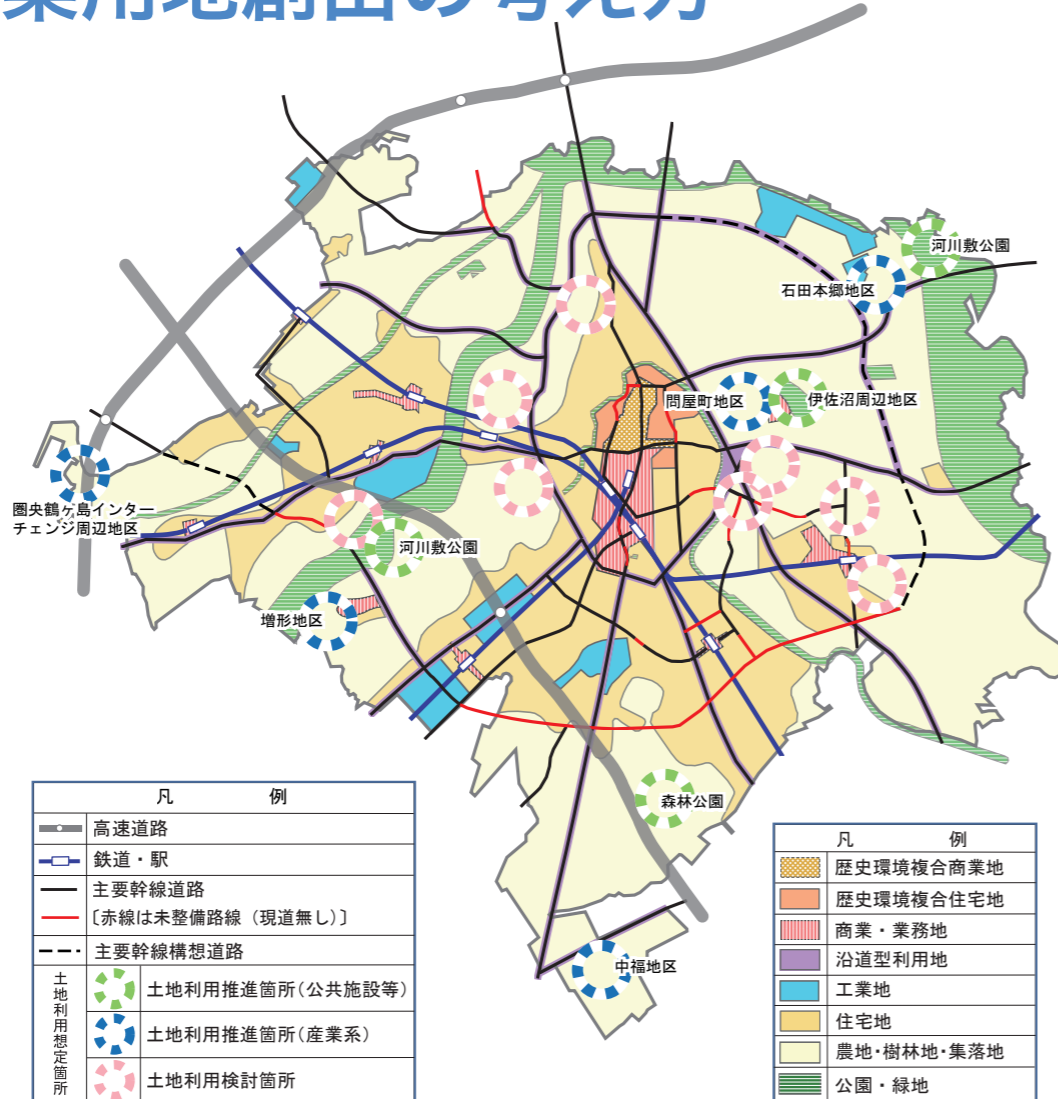
- ・ 都市計画に関すること
- ・ 開発行為に関すること
- ・ 上下水道に関すること
- ・ 道路に関すること
- ・ 農地に関すること

川越市の産業用地創出の考え方

本市の市街化区域にはまとまった産業用地がほとんどないため、本市上位計画である「川越市都市計画マスタープラン」などで定められた土地利用方針に基づき、市街化調整区域内の土地利用想定箇所に指定された地区などに民間開発を誘導することで、新たな産業用地を創出し、企業誘致を進めてまいります。

産業用地の創出には、企業の立地ニーズを踏まえ、周辺環境との調和を取りながら市の発展につながる土地利用を推進してまいります。

企業ニーズについては、産業振興課企業立地推進室が相談窓口となりワンストップで対応しております。



出典：川越市都市計画マスタープラン（令和6年10月改訂）

事業用地等マッチング推進事業

川越市で事業用地をお探しの方にピッタリ！

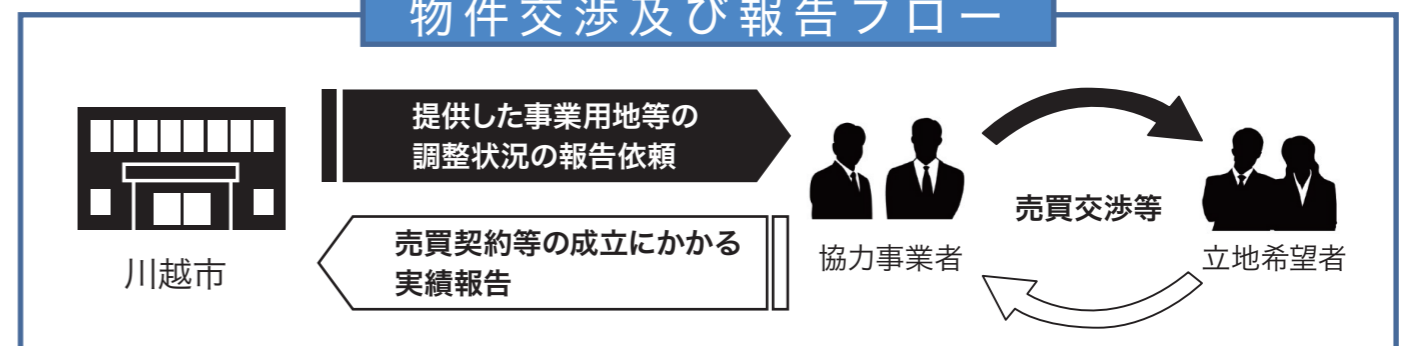
工場や店舗、オフィス等の物件を探している皆様の希望条件を、市に登録がある宅建業者等に一齐照会し、ニーズに合致する情報が合った場合に提供するマッチング事業を行っております。



事業用地情報提供フロー



物件交渉及び報告フロー



企業立地奨励金 (令和7年4月1日改訂)

企業立地奨励金とは、川越市内で工場、事務所、研修施設等の事業所の新設または拡張を行う企業等に対して助成金を交付する制度です。該当する事業所に係る固定資産税・都市計画税相当額の一定割合を5年間交付します。また一定の要件を満たした場合、雇用促進奨励金や従業員転入奨励金の交付対象にもなります。



企業立地奨励金の適用要件

※次の(1)から(4)のすべての要件に合致する場合に限り奨励金の対象になります

(1) 立地する事業所の業種

以下①～③のいずれかに該当する事業の用に供するもの

- ①製造業
- ②情報通信業
- ③地域未来投資促進法に係る埼玉県基本計画等の認定事業者が行う事業
(成長ものづくり分野、食料品製造分野、物流関連分野、デジタル分野、環境エネルギー分野等)



川越増形地区産業団地

(2) 立地形態 以下①～④のいずれかの要件に合致する場合

	誰が？	何処に？	何を？	交付対象となる税目
①	新規企業・ 既存企業 を問わず	新たに所有した土地に	事業所を建築	土地・家屋 (償却)
②		新たに賃借した土地に		家屋 (償却)
③		別の者が新規に建築した事業所に	賃借により入居	賃料
④	既存企業が	既存の敷地内に	事業所を新築・増築	家屋 (償却)

※居抜きなどの中古物件(建築物)は対象となりません。
※土地部分は、用地取得後3年以内に操業した場合に限り対象となります。

(3) 面積要件 立地をする事業所の敷地面積が1,000㎡以上で、かつ、その事業所の延床面積が500㎡以上

(4) 従業員数 立地をする事業所における常時雇用従業員数が10人以上



企業立地奨励金の交付内容

立地をする事業所が操業を開始した日以後、その事業所の土地、家屋及び償却資産(※)に係る固定資産税・都市計画税相当額の2分の1を乗じた額、もしくは1,000万円のいずれか低い方を交付します。

操業開始日以後、最初の固定資産税・都市計画税の課税年度の翌年度から起算して5年間交付します。

※償却資産部分については、該当がある場合、内訳書の作成が必要です。

さらに!! 次に掲げる区分に該当する場合、一項目につき10分の1ずつ加算されます。

最大
80%
交付!

- 市との連携協定(防災協定、包括連携協定等)の締結 または 埼玉県SDGsパートナーへの登録
- 知事承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のための立地 または 本社機能や研究所機能を有する立地(すでに市内に本社機能や研究所機能を有している場合を除く)
- 建築された家屋がZEB(Net Zero Energy Building)の認証を取得 または ISO14001、エコアクション21認証、埼玉県エコアップ認証制度のいずれかの認証を取得

加算なしの場合 (基本割合)	固定資産税の50%	
加算ありの場合 (30%加算された場合)	固定資産税の50%	10%加算 10%加算 10%加算

雇用促進奨励金・従業員転入奨励金の交付内容

企業立地奨励金の交付対象となり、一定の要件を満たした場合、次の助成金も併せて交付します。

	雇用促進奨励金	従業員転入奨励金
交付条件	操業開始時に川越市内に住所を有する者を常時雇用従業員として新たにその事業所において雇用し、かつ、その雇用の期間が操業開始日から初年度の企業立地奨励金等の交付申請の日までにおいて1年以上継続している場合	市外に住所を有する従業員が、企業の市内への事務所の新設等に伴って、操業開始日から起算して6か月以内に市内に転入し、交付申請の日までにおいて、転入した日から1年以上継続して市内に住所を有している場合
交付金額	一人あたり30万円(300万円を上限)	一人あたり30万円 また対象従業員のこども一人につき10万円を加算(従業員分、こども分を合算で500万円を上限)
交付年度	初年度に1回限り	初年度に1回限り

特定工場の緑地規制の緩和措置(市準則条例)

川越市では、工場立地法の適用を受ける特定工場(業種が①製造業 ②電気供給業 ③ガス供給業 ④熱供給業のいずれかの工場のうち、敷地面積9,000㎡以上または建築面積(水平投影面積)の合計が3,000㎡以上のものの緑地等について独自の面積率を設定して規制緩和を行っています。

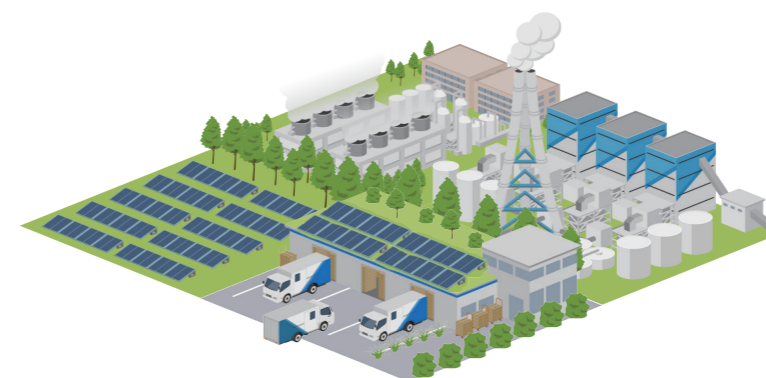
用途地域別の緑地面積及び環境施設面積の割合

	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
準工業地域及び市街化調整区域	15%以上	20%以上
工業地域及び工業専用地域	10%以上	15%以上

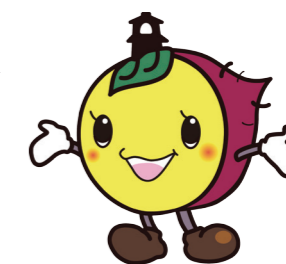
(注)上の表に記載された区域以外は、国が定めた準則を適用します。

屋上緑化や駐車場緑化などの他の施設と重複した緑地の緑地面積への参入可能な割合

敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の2分の1まで



事前に産業振興課に
お問い合わせください!



川越市マスコットキャラクター ときも

埼玉県企業立地優遇制度

埼玉県でも、埼玉県産業立地促進補助金、埼玉県産業立地資金(融資制度)などの支援メニューがあります。詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県企業立地 補助金

